

## 取引約款

外国為替証拠金取引  
 外国為替オプション取引  
 貴金属証拠金取引  
 貴金属オプション取引  
 株価指数CFD取引  
 個別株CFD取引  
 債券CFD取引  
 その他証券CFD取引  
 商品CFD取引  
 海外商品先物取引

契約締結前交付書面（総合口座用） | C\_04\_20170403

### サクソバンク証券株式会社

第一種金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 239 号

商品先物取引業者 経済産業省および農林水産省許可

加入団体：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、日本投資者保護基金、日本商品先物取引協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー22F

TEL:0120-007-390 | URL:<http://jp.saxobank.com> | Email:[info@saxobank.co.jp](mailto:info@saxobank.co.jp)

■外国為替証拠金取引、外国為替オプション取引、貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引、株価指数CFD取引、個別株CFD取引、債券CFD取引、その他証券CFD取引、商品CFD取引および海外商品先物取引の各取引をご検討されるにあたっては、取引を行うご本人がご自身でこの取引約款、取引説明書その他当社から交付される資料をよくお読みいただき、内容を十分にご理解ください。ご不明な点等がございましたら、ご遠慮なく当社営業部までご連絡ください。

■この取引約款は 2017 年 4 月 3 日付であり、これより前のバージョンはこの取引約款に差し替えられます。最新の取引説明書と併せてお読みください。最新の取引約款、取引説明書は当社ウェブサイトにてご覧になれます。取引約款、取引説明書その他の補足文書、資料および更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。

## 【 目 次 】

第1章 総則	
第1節 通則	1
第2節 取引	6
第3節 債権債務	13
第2章 外国為替証拠金取引	15
第3章 外国為替オプション取引	16
第4章 貴金属証拠金取引	18
第5章 貴金属オプション取引	19
第6章 株価指数CFD取引、個別株CFD取引、債権CFD取引、その他証券CFD取引	21
第7章 商品CFD取引	22
第8章 海外商品先物取引	22

## 第1章 総則

## 第1節 通則

(目的)

**第1条** この取引約款（以下「本約款」と言います。）は、契約者である個人または法人（以下「お客様」と言います。）とサクソバンク証券株式会社（以下「当社」と言います。）との間で行う次の各取引およびそれらを総合した取引に関する取り決めです。

- ①外国為替証拠金取引
- ②外国為替オプション取引
- ③貴金属証拠金取引
- ④貴金属オプション取引
- ⑤株価指数CFD取引
- ⑥個別株CFD取引
- ⑦債券CFD取引
- ⑧その他証券CFD取引
- ⑨商品CFD取引
- ⑩海外商品先物取引

2 本約款は次のように構成されています。

- ・第1章（第1条から第45条まで）…前項第1号から第10号の全ての取引に関する共通の取り決め
- ・第2章（第46条から第52条まで）…前項第1号の取引に関する取り決め
- ・第3章（第53条から第61条まで）…前項第2号の取引に関する取り決め
- ・第4章（第62条から第68条まで）…前項第3号の取引に関する取り決め
- ・第5章（第69条から第76条まで）…前項第4号の取引に関する取り決め
- ・第6章（第77条から第83条まで）…前項第5号から第8号の取引に関する取り決め
- ・第7章（第84条から第89条まで）…前項第9号の取引に関する取り決め
- ・第8章（第90条から第95条まで）…前項第10号の取引に関する取り決め

3 お客様と当社は、本約款の定めに従って各取引およびそれらを総合した取引を行うこととします。

(定義)

**第2条** 本約款において「本契約」とは、本約款にもとづいてお客様と当社の間で締結された契約を言います。

- 2 本約款において「取引説明書」とは、金融商品取引法第37条の3関連書類として当社が交付する「取引説明書」を言います。
- 3 本約款において「本取引」とは、次の取引を言います。
  - ・第1章(第1条から第45条まで)…前条第1項第1号から第10号の全ての取引
  - ・第2章(第46条から第52条まで)…前条第1項第1号の取引
  - ・第3章(第53条から第61条まで)…前条第1項第2号の取引
  - ・第4章(第62条から第68条まで)…前条第1項第3号の取引
  - ・第5章(第69条から第76条まで)…前条第1項第4号の取引
  - ・第6章(第77条から第83条まで)…前条第1項第5号から第8号の取引
  - ・第7章(第84条から第89条まで)…前条第1項第9号の取引
  - ・第8章(第90条から第95条まで)…前条第1項第10号の取引
- 4 本約款において「本システム」とは、本取引を行うために当社がお客様に提供するインターネットのしくみを利用した電子取引システムを言います。
- 5 本約款において「サーバー」とは、本システムの中央処理コンピュータを言います。
- 6 本約款において「クライアント」とは、サーバーに接続するために使用するお客様のパーソナルコンピュータまたは携帯端末(スマートフォンおよびタブレット)を言います。
- 7 本約款において「原資産」とは、取引価格の指標となる取引を言います。
- 8 本約款において「市場」とは、原資産が取引される市場を言います。
- 9 本約款において「建玉」とは、本取引における未決済の約定を言います。
- 10 本約款において「転売」とは、既存の買建玉に対する売りの約定を成立させる行為、「買い戻し」とは、既存の売建玉に対する買いの約定を成立させる行為を言います。
- 11 本約款において「差金決済」とは、転売もしくは買い戻しを行い、買付総代金と売付総代金の差額だけを受け払うことによって建玉を決済する行為を言います。
- 12 本約款において「取引証拠金」とは、本取引を行うためにお客様が当社に担保として預託する証拠金、保証金その他の金銭を言います。
- 13 本約款において「スワップポイント」とは、取引説明書の「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引」の中で説明されている当該用語を指します。
- 14 本約款において「取引コース」とは、取引説明書の「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引」の中で説明されている当該用語を指します。
- 15 本約款において「CFD取引」「オーバーナイト金利」「借入金利」「配当等調整金」「コーポレートアクション」とは、取引説明書の「第3章 株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引・商品CFD取引」の中で説明されている当該用語を指します。
- 16 本約款において「ETF」「ETC」「ETN」とは、取引説明書の「第5章 共通事項ー【16】取引に関する用語集」の中で説明されている当該用語を指します。
- 17 本約款において「サクソバンク」とは、当社の親会社でデンマーク王国コペンハーゲンに本社を置く SAXO BANK A/S を指します。

(見出し)

**第3条** 本約款の章や節の名称、また各条文に括弧付きで表記された見出しは本約款の解釈に影響を与えないものとします。

(自己責任の原則)

**第4条** お客様は、本約款および取引説明書等当社がお客様との契約締結前にお客様に交付する説明資料を熟

読してそれらの内容を理解し、取引のしくみ、リスク（危険性）および特徴等を十分に把握したうえ、お客様独自の判断と責任において本取引を行うこととします。

（法令遵守）

**第5条** お客様と当社は、金融商品取引法その他日本国における法令等および一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会ならびに日本商品先物取引協会の規則を遵守することとします。

（適用法）

**第6条** 本約款は、日本国における法令等により支配され、解釈されることとします。

（書面の電子交付）

**第7条** 当社は、お客様に交付することとして金融商品取引法または商品先物取引法に規定されている下記の書面等について、同法の規定に基づいて、書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供（以下「電子交付」といいます。）させていただくことについて、お客様の本約款への同意をもってお客様が承諾したものとし、下記に定める記載事項について電子交付を行います。

①契約締結前の交付書面

本約款および取引説明書もしくはそれらの変更に関する書面

②お客様の注文約定に係る書面

取引報告書（金融商品取引法第37条の4または商品先物取引法第220条に関連した書類）

③お客様のお取引および証拠金残高に係る書面

取引残高報告書（金融商品取引法第37条の4または商品先物取引法第220条に関連した書類）

④お客様から預託された証拠金に係る書面

証拠金受領書（金融商品取引法第37条の5または商品先物取引法第220条の2に関連した書類）

⑤その他

当社が定める書面

2 お客様は、当社から電子交付された書面の記載内容を確認する義務を負います。お客様は、それらの記載内容に異議がある場合は、当社が諾否の回答期限を定めていた場合にはその期限までに、それ以外の場合には当該電子交付の日から当社の10営業日以内に、当社に対して電子メールまたは書面によりその旨を申し出ることとします。上記期間内に申し出がなされなかった場合は、お客様はそれらの電子交付の内容を確認し承認したものとみなします。

3. 電子交付の具体的方法は次のとおりとします。

①第1項第1号および第5号については、当社ウェブサイトからリンク等により接続される閲覧ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供します。

②第1項第2号から第4号については、当社が契約するデータセンターでのデータベース上に、お客様の認証を必要とする顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項をお客様の閲覧に供します。

③その他当社が定めるものについては、前各号いずれかに定める方法によります。

（届出事項の変更届出）

**第8条** お客様は、当社に届け出た氏名または名称もしくは商号、印章もしくは署名、住所もしくは事務所の所在地、電話番号、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは遅滞なく、当社に対し電子メールまたは書面によりその旨の届出をすることとします。届出がなされなかった場合は、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができることとします。

(禁止行為)

**第9条** お客様は、お客様が本取引において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

- ① 新たな建玉または決済を伴わない状況で、本システムまたは本システムの運用に対して不当に負荷を強いる行為。
- ② お客様と当社の間で交わされた電子メール、チャット、電話、書簡等の内容を当社の同意を得ずに公開する行為。
- ③ 当社の役職員（当社が業務を委託している相手方の役職員を含みます。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為等。
- ④ 本システムまたはインターネットの脆弱性、取引市場の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。
- ⑤ 本システムを改造して、または本システムに対する補助的手段を利用して取引を行う行為。
- ⑥ 本システムをソフトウェアによる自動的な注文発注に利用する等、当社が示す使用方法以外の方法で使用する行為。
- ⑦ 同じ銘柄でかつ売り買いの区分が同じである注文を短時間のうちに連続して発注する行為。
- ⑧ 本取引を行ううえで合理的とは言えない額の入金を短期間に繰り返す行為、および小額の出金を短期間に繰り返す行為。
- ⑨ 建玉の評価損が純資産（第30条第1項第7号に定める純資産を言います。）の2倍を超える状態の両建取引。
- ⑩ 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をもたらす行為。

(通知の効力)

**第10条** お客様が当社に届け出た住所または事務所あるいは電子メールアドレスにあて、当社によりなされた諸通知は、転居、不在、電子メールアドレスの変更その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(当社に対する指図)

**第11条** お客様は、第18条第1項第1号に定める解約に係る指図、第30条第1項第8号に定める取引証拠金の返還に係る指図および第50条、第56条、第66条、第72条、第80条、第88条または第94条に定める注文に係る指図を除いて、または法令等に定められた場合を除いて、当社に対して指図を行うことはできません。

(通話の記録)

**第12条** お客様は、お客様と当社の間で交わされる電話による会話の内容を、当社がお客様から事前に承諾を得ることなく録音する場合があることにあらかじめ同意することとします。

(約款等の変更)

**第13条** 本約款または取引説明書の変更は第7条に定める方法で行います。

(重要な通知等)

**第14条** 当社は、本取引に関連してお客様に通知すべき重要事項（取引の方法・条件・仕様等に関する事項や法令諸規則に関する事項またはお客様の取引状況に関する事項等を含みますが、これらに限りません。）がある時は、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によって行います。電子メールによる場合はお客様が当社に届け出た電子メールアドレスに送信します。

- 2 お客様が当社に届け出ることができる電子メールアドレスは一つだけです。また、当社からの通知は全てその電子メールアドレス宛に行います。お客様はそれ以外の電子メールアドレスを指定することはできません。
- 3 お客様は、第1項に定める電子メールの受け取りを拒否することはできません。ただし、本取引に直接に関連せず重要度も低い場合（例えばキャンペーン企画やセミナー開催の案内を行う場合等。）を除きます。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、当社の判断に基づき、第1項に定める方法に加え、郵送によって重要な通知等を行うことができるものとします。

(諸料金等)

**第15条** お客様は、当社が定める手数料および公租公課その他の賦課金を、当社の定める日時および方法により、当社に支払うこととします。

- 2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うこととします。

(預託金銭の利息)

**第16条** お客様は、本取引に関し当社に預託した取引証拠金、本取引により生じた益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことあらかじめ同意することとします。

(報告書等の作成および提出)

**第17条** お客様は、当社が日本国または海外商品取引所もしくは市場の所在する国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他の情報を日本国の政府機関等あてに報告することあらかじめ同意することとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力することとします。

- 2 当社は、前項の定めに基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、免責されることとします。

(解約)

**第18条** 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第38条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本契約は直ちに解約されることとします。ただし、解約時においてお客様に係る本取引等の未決済建玉が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

- ① お客様が当社に対し解約の指図をしたとき。
- ② お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を通告したとき。
- ③ 第13条に定める本約款または取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。
- ④ カバー取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第94条第1項第1号に定める意味を有します。以下同じです。）の唯一の相手方であるサクソバンクが当社とのカバー取引に応じ得なくなったとき。
- ⑤ 海外商品先物取引について、当該取引所、その会員、または唯一の直接の取次ぎ先であるサクソバンクが当社からのお客様の委託注文の取次ぎに応じ得なくなったとき。
- ⑥ お客様が建玉を保有していない状況が1年を超えて継続した場合で、かつ当社がお客様に解約を通告したとき。
- ⑦ お客様の反社会的勢力ではないことの確約が虚偽であると認められたとき。
- ⑧ お客様が反社会的勢力の一員であるかまたは反社会的勢力と交友関係を有すると認められたとき。
- ⑨ お客様が暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ったとき。
- ⑩ お客様が本取引に係る適合性を有しないと当社が判断し、当社がお客様に解約を通告したとき。
- ⑪ お客様と当社の信頼関係が損なわれたとき。
- ⑫ 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に解約を通告したとき。

(免責事項)

**第19条** 次の各号に掲げる損害等については、当社は免責されることとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場や取引所の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、現物の受渡し、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害等。
- ② 国内外の休日または当社の取り扱い時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じる損害等。
- ③ 本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害等。
- ④ 電信または郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害等。
- ⑤ 所定の書類に使用された印章または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害等。
- ⑥ 本システムのサーバーまたはその関連機器のハードウェアもしくはソフトウェアの障害等により生じた損害等。
- ⑦ 海外商品取引所、その会員またはサクソバンク等のサーバーまたはその関連機器のハードウェアもしくはソフトウェアの障害等により生じた損害等。
- ⑧ クライアントまたはその関連機器のハードウェアもしくはソフトウェアの障害等により生じた損害等。
- ⑨ 本システムのプログラムの障害等により生じた損害等。
- ⑩ 第三者によるシステム運用の妨害等により生じた損害等。
- ⑪ インターネットを利用した通信の障害等により生じた損害等。
- ⑫ 天災地変等やむをえない事情による本システムの中断、停止、誤作動等により生じた損害等。
- ⑬ 第49条、第55条、第65条、第71条、第79条、第87条または第93条に定める取引条件の変更により生じた損害等。
- ⑭ 第37条に定める強制決済により生じた損害等。
- ⑮ 第25条第4項または第5項に定める事由（お客様の注文が受け付けられない場合または執行されない場合）により生じた損害等。

(管轄裁判所)

**第20条** お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とします。

## 第2節 取引

(取引方法)

**第21条** 本取引に係るお客様の指図および照会については、取引証拠金の返還に係る指図を除いて、本システムにより行うこととします。お客様は、当社がそれ以外の方法による指図および照会を受け付けないことにあらかじめ同意することとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、当社が予め指定した場合には、お客様は面談、電話、ファクス、電子メール、その他類する方法のうち当社が指定した方法で、本取引に係る指図および照会を行うことができることとします。
- 3 取引証拠金の返還に係る指図については、当社が予め指定する方法で行うこととします。
- 4 お客様は、本システムに更新版があるときは速やかに更新処理を実施し、常に本システムを最新の状態に保つこととします。
- 5 お客様は、本システムがお客様に提供する機能の範囲でお客様ご自身による判断及び操作で本取引を行う

こととします。

(インターネット利用環境)

**第 22 条** お客様は、本システムを利用するために必要となるコンピュータ、ソフトウェア、関連機器、インターネットへの接続環境および電子メールアドレスを自己の責任において準備し、かつ安定的に維持することとします。

2 お客様は、前項のコンピュータに導入したソフトウェアや接続したハードウェアが本システムの正常な動作を阻害する場合には、お客様の責任において必要な措置を講じることとします。

3 客様は、当社から送信される電子メールの受信を拒絶することはできません。ただし、その内容は当社業務に関連または付帯するものに限ることとします。

(使用時間)

**第 23 条** お客様が本システムを使用できる時間の範囲は当社が定めることとします。

2 お客様は、前項に定める時間の範囲が事前の通知なく変更されることがあることにあらかじめ同意することとします。

(指図の受付け)

**第 24 条** お客様の本取引に係る指図は、サーバーに接続されたお客様のクライアントに指図内容が入力され送信された後、サーバーがその入力内容を受信した時点で受付けられたこととします。

(注文の執行および処理)

**第 25 条** 本取引の約定日は、本取引の成立を当社が確認した日とします。

2 お客様の当社への注文は、原則として当社が定めた取引時間内に行われることとします。

3 注文が当社において遅滞なく処理される限り、インターネットの状況、時差、取引時間、市場の取引状況等の理由によりお客様の発注日時と約定日時とが異なっても正常な処理とします。

4 当社とお客様の取引は、カバー取引の成立を必要条件とします。したがって、注文の執行後であっても、それに対応するカバー取引が成立しなかった場合は、当社とお客様の取引も成立しません。また、カバー取引の唯一の相手方であるサクソバンクが当社とのカバー取引に応じ得なくなったときは、お客様の当社への注文は受け付けられないか、または受け付けられても執行はされません。お客様は以上のことについてあらかじめ了承することとします。

5 お客様は、海外商品先物取引について、海外商品取引所、その会員、または当社の唯一の直接の取次先であるサクソバンクが当社からの取次ぎに応じ得なくなったときは、お客様の当社への注文が受け付けられない場合または執行されない場合があることをあらかじめ了承することとします。

6 当社は、注文の受付状況やその執行結果等を本システムで表示しますが、即時性や利便性も勘案されていることに起因して、取引価格が急変動した場合などは必ずしも確定した情報を表示していない場合があります。

7 当社は、やむをえない事由がある場合には、お客様との取引において成立した取引価格を変更することができることとします。

8 当社は、サクソバンクが取引価格の提示を停止した場合には、お客様に対する取引価格の配信を停止します。またその後サクソバンクが取引価格の提示を再開した場合には、当社も取引価格の配信を再開します。

(ユーザー ID とパスワード)

**第 26 条** お客様が本システムを使用することを当社が承諾した場合、当社はお客様が本システムを使用するために必要となるお客様識別番号 (以下「ユーザー ID」と言います。) およびパスワードをお客様に発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。



- 2 パスワードについては、お客様が当社の定める規則にしたがって変更することとします。
- 3 本システムにお客様が入力したユーザーIDとパスワードの組合せが、当社の管理するユーザーIDとパスワードの組合せと一致した場合に限り、お客様は本システムを使用することができます。
- 4 ユーザーIDとパスワードはお客様自身に限り使用することができ、第三者に使用させ、貸与もしくは譲渡することはできません。
- 5 当社は、お客様のユーザーIDとパスワードを使用して本システムに対して行われた売買注文に係る指図および照会等については、お客様自身が行ったものとみなします。
- 6 お客様は、お客様がユーザーIDとパスワードを第三者に使用させ、貸与もしくは譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のユーザーIDとパスワードが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文、指図または照会を行った場合には、それはお客様による注文、指図または照会として扱われることにあらかじめ同意し、また、第三者による本取引に係る注文、指図または照会に起因して生じた結果や損害については、事情のいかんを問わず全てお客様が責を負うことにあらかじめ同意することとします。
- 7 お客様は、ユーザーIDとパスワードが不正に使用されている可能性を認めた場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡することとします。

(クライアントの障害等)

- 第27条** お客様は、クライアントに障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアントの障害等について一切の問合せを受けないことにあらかじめ同意することとします。
- 2 お客様は、クライアントに対する操作の誤り、またはクライアントの不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害および損失については、全てお客様に帰属することにあらかじめ同意し、当社は一切その責を負わないこととします。

(携帯端末用取引システム)

- 第28条** 当社が本システムで提供する携帯端末用の取引システムは、本取引に必要な全ての機能を備えているわけではないため、お客様はパーソナルコンピュータ用の取引システムを利用できる環境を用意し、携帯端末用の取引システムは補助的な手段としてのみ利用することとします。
- 2 携帯端末用の取引システムについては、携帯端末に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり技術進歩も早いことから、全ての携帯端末の機種について動作確認が行われているわけではありません。お客様はこのことを十分に認識し、また、これによって携帯端末の機種によっては動作または表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があることをあらかじめ了承することとします。
  - 3 携帯端末用の取引システムは携帯端末の全ての機種には対応していません。お客様は、お客様の責任において、当該システムを利用する前に必ず当社が提供するデモトレード（シミュレーション）で動作や表示を確認し、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、当該システムを利用することとします。
  - 4 前項の定めは、当社が推奨する携帯端末の機種についても適用されることとします。
  - 5 携帯端末用の取引システムで実際の取引を行って何らかのシステム的な問題が発生した結果、お客様が損害等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。

(取引口座による処理)

- 第29条** お客様は、当社と本取引を開始するにあたっては、当社にお客様の本取引に係る取引口座（以下「本口座」と言います。）を開設することとします。
- 2 本口座は以下の取引の種類に基づいて区分されたサブ口座で構成されます。お客様はサブ口座を取捨選択することはできませんので、お客様の本口座には全てのサブ口座が含まれます。サブ口座の計算は個別に管理され、取引の評価損益等は合算されません。なお、取引の種類が同じでも取引条件等に差異が設けられる

場合があり、その場合はサブ口座も分けて設定されます。

- ① 外国為替証拠金取引および外国為替オプション取引
  - ② 貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引および商品CFD取引
  - ③ 株価指数CFD取引
  - ④ 個別株CFD取引
  - ⑤ 債券CFD取引
  - ⑥ その他証券CFD取引
  - ⑦ 海外商品先物取引
- 3 第30条に定める取引証拠金、第33条に定める自動ロスカット、第34条に定める計算上の損金の上限に達した場合の決済、第37条に定める強制決済、第38条に定める期限の利益を喪失した場合の決済等の取り扱いは、サブ口座ごとに適用されます。第34条に定める計算上の損金の上限に達した場合の決済の取り扱いは、本口座ごとにサブ口座の損益を合算して適用されます。その他本約款に定めのない事項の取り扱いについては、当社の定める基準に従うものとします。
- 4 本口座開設の諾否は、当社が独自に判断し決定することとします。
- 5 お客様が次の各号のいずれかに該当するときは本口座の開設を申し込むことができません（ただし当社が事前に了承した場合を除きます。）。本口座の開設後に該当することが判明した場合ないしは当社が合理的理由に基づき該当する可能性が高いと判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができるものとします。
- ① お客様がご自身で固有の電子メールアドレスを所有していない。
  - ② お客様が日本国内に居住していない（ただし個人の場合に限ります。）。
  - ③ お客様が内国法人ではないか内国法人であっても代表取締役および取引担当者が日本国内に居住していない（ただし法人の場合に限ります。）。
  - ④ お客様が反社会的勢力の一員であるかまたは反社会的勢力と交友関係を有する。
  - ⑤ お客様が本取引をマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する可能性がある。
  - ⑥ 法律上の行為能力を有しない（ただし個人の場合に限ります。）。
  - ⑦ お客様がご自身で本取引に係る判断や決定を行わない。

（取引証拠金の取り扱い）

**第30条** 本取引に係る取引証拠金の取り扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- ① お客様は、新規に建玉を持つために買い注文または売り注文を出すときは、あらかじめ、当社が定める額以上の取引証拠金を、当社の定める方法により、当社に預託することとします。
- ② 当社は、本口座におけるお客様の資産を全て取引証拠金として受け入れることとします。
- ③ 取引証拠金として当社が受け入れる通貨の種類は、当社が定めることとします。
- ④ お客様と当社との間の取引証拠金に係る入出金は、すべて外国為替証拠金取引および外国為替オプション取引のサブ口座（ただし当社が別途指定する場合はその指定したサブ口座。以下あわせて「メイン口座」と言います。）を通じて行うものとし、メイン口座以外のサブ口座への直接の入金およびメイン口座以外のサブ口座からの直接の出金はできないものとします。
- ⑤ サブ口座間の取引証拠金の移動は、お客様ご自身で行うものとします。お客様は、行おうとする本取引の種類に応じて、取引証拠金を該当するサブ口座へ移動するものとします。
- ⑥ 当社は、建玉が決済されることとなる取引（以下「決済取引」と言います。）により損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、当社の定める方法により、当該損益金を取引証拠金に振り替えることができることとします。
- ⑦ 当社は、サブ口座ごとに、本取引に係るお客様の未決済の建玉（以下「未決済建玉」と言います。）に対し、当社の定める日時にその時点の原資産の価格に基づいて時価評価を行います。その計算上の損

益金、第 32 条、第 52 条、第 68 条および第 82 条に定める振替を行う前の建玉に係る損益金ならびに取引に係る手数料等を、取引証拠金と合算して、その時点においてお客様が各サブ口座に預託されている資産の時価（以下「純資産」と言います。）を求めます。

- ⑧ メイン口座内の純資産の額が、建玉に必要とされる取引証拠金の額（以下「必要証拠金額」と言います。）を超過する場合において、お客様から当該超過する額の全部または一部について返還の請求を受けたときには、当社は、「取引説明書」の定めに従って返還すべき額を求め、返還すべき額があるときは、当該請求を受けた日から起算して国内銀行の 4 営業日以内に、お客様があらかじめ当社に届けているご本人名義の銀行等の口座に送金し返還することとします。取引証拠金の返還はメイン口座からのみ行われますので、取引証拠金の返還を希望されるお客様は、必要な取引証拠金をあらかじめメイン口座に移動しておくものとします。ただし、返還すべき額が 2 億円を超える場合には、以下の扱いとします。
- ・ 1 営業日あたりに返還する額の上限（以下「上限額」と言います。）を原則 2 億円とする分割払いとします。
  - ・ 同一営業日において他にも返還すべき額が 2 億円を超える返還請求がある場合には、当社は 2 億円を按分してそれぞれに上限額を設定します。
  - ・ 当社は独自の判断により上限額を超えて返還することができるものとします。
  - ・ 返還が完了する日は返還すべき額等により変動しますが、当社はお客様に返還完了予定日をあらかじめご連絡します。
- ⑨ あるサブ口座内の純資産の額が、必要証拠金額を超過する場合において、お客様が当該超過する額の全部または一部について他のサブ口座への移動を希望される場合は、お客様は、プラットフォームで移動の操作をご自身で行うことにより、他のサブ口座への移動を行うことができるものとします。
- ⑩ 当社は、前 2 号に定める当社からの送金またはお客様のサブ口座間の資金移動が通常の手続きに従って行われたにもかかわらず遅延が生じた結果、お客様に損失または損害が発生しても、一切の責任を負いません。
- ⑪ お客様は、本取引に係る未決済の建玉を保有している場合は、当社が定める額以上の取引証拠金を該当する各サブ口座において維持することとし、決済取引等によって取引証拠金の残高が当該額を下回った場合は、当社の請求にもとづき当社の指定する期日までに当社の定める方法により、その下回る額以上の取引証拠金を当該サブ口座に入金または他のサブ口座から移動させることとします。
- ⑫ 当社が必要証拠金額を変更したときは、未決済建玉に対しても変更後の必要証拠金額が適用されることとします。
- ⑬ 前各号に定めるほか、本取引に係る取引証拠金の取り扱いについては、当社の定めるところによることとします。

（異名義入金）

**第 31 条** お客様は、お客様ご本人以外の名義による取引証拠金の預託（以下「異名義入金」と言います。）を行わないこととします。

2 前項の定めにかかわらず異名義入金が行われた場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により取引証拠金から当該入金額を差し引きます。お客様は、これにより生じた結果（第 33 条に定める自動ロスカットの対象となったり注文が発注できなくなったりする場合を含みますが、これらに限りません。）は全てお客様に帰属することにあらかじめ同意し、当社は一切その責を負わないこととします。

3 同一のお客様が複数回にわたって異名義入金を繰り返した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができることとします。

（ロールオーバー処理）

**第 32 条** 当社は、米国東部標準時における月曜日から金曜日の午後 5 時よりロールオーバー処理を行います

(ただし一部の取引銘柄ならびに当社が指定する日を除く。)。ロールオーバー処理では次の各号の処理が行われます。ただし取引の状況や取引の種類によっては該当する処理がない場合もあります。

- ① 決済済み建玉の取消しおよび未決済建玉の繰越し
  - ② 第2項に定める損益金の振替
  - ③ 第3項に定める取引手数料の振替
  - ④ 第52条、第68条および第82条に定める振替
- 2 当社は、決済取引が行われた場合、ロールオーバー処理において、その決済取引の結果発生した損益金を取引証拠金に振り替えます。益金は取引証拠金に加算し、損金は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することにあらかじめ同意することとします。
- 3 当社は、本取引において取引手数料などの費用が発生した場合は、ロールオーバー処理において、取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が減少することにあらかじめ同意することとします。

(自動ロスカット)

- 第33条** 本取引(外国為替オプション取引と貴金属オプション取引のそれぞれ買いの場合を除きます。)において、お客様は、純資産の額に対する必要証拠金額の比率(以下「証拠金充当率」と言います。)が当社の定める水準(以下「ロスカット水準」と言います。)に達した場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、お客様が当該サブ口座を通じて行っている一部または全部の取引を決済するために必要な転売または買い戻しを成行注文で行うこと(以下「自動ロスカット」と言います。)に、あらかじめ同意することとします。なお、当社が取引価格の配信を停止した後に再開した場合にあっては、再開と同時に自動ロスカットの対象となることもありえますが、決済は再開後の取引市場の取引状況等に応じて行われます。
- 2 お客様は、前項に定める決済の対象となる建玉が二以上ある場合、当社がお客様の建玉を決済する順序に関し、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により決定されることにあらかじめ同意することとします。
- 3 お客様は、第1項に定める決済は成行注文で行われるため、取引市場の取引状況等によっては当該注文が約定するまでに価格が変動する可能性があること、それにより証拠金充当率がロスカット水準を上回ったり下回ったりする場合があること、および上回った場合には損失が拡大することをあらかじめ了承することとします。
- 4 お客様は、第1項に定める決済が行われた場合に生じる損金を、当社が、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金から差し引くことにあらかじめ同意することとします。また、損金額が純資産の額を上回って不足金が発生した場合、お客様は、当該不足金の額を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うこととします。当社が、指定する期日までに当該不足金の支払いを確認できない場合、お客様は、履行期日の翌日より履行の日まで、当社が定める率による遅延損害金を当社に対して支払うこととします。
- 5 お客様は、純資産の額に対する必要証拠金額の比率が当社の定める水準に達した場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を直ちに取消すことにあらかじめ同意することとします。
- 6 お客様は、第1項に定める決済の成行注文とお客様がお客様の意思によって行う注文とは異なる体系により独立して処理されること、またそのために発注と約定の時間的順位は必ずしも一致しないことにあらかじめ同意することとします。

(計算上の損金の限度額)

- 第34条** お客様は、未決済建玉に係る計算上の損金の合計額が当社の定める金額に達した場合には、当社が、お客様の計算において、お客様が本口座を通じて行っている取引の一部または全部を決済するために必要な転売または買い戻しを行う場合があることに、あらかじめ同意することとします。

- 2 お客様は、前項に定める決済の対象となる建玉が二以上ある場合、当社がお客様の建玉を決済する順序に関し、当社の裁量により決定されることにあらかじめ同意することとします。
- 3 お客様は、第1項に定める決済が行われた場合に生じる損金を、当社が、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金から差し引くことにあらかじめ同意することとします。
- 4 お客様は、未決済建玉に係る計算上の損金の合計額が当社の定める金額に達した場合には、当社が、お客様の未約定の注文を取り消す場合があることにあらかじめ同意することとします。

(提示価格)

**第 35 条** 本取引（ただし海外商品先物取引を除きます。以下本項および次項において同じです。）では、当社は、市場における取引情勢を指標として、売価格と買価格を常に同時に提示します。売価格と買価格にはスプレッド（価格差）があり、お客様から見た買価格はお客様から見た売価格よりも高くなります。また、本取引における取引対象の価格が急変動するまたは流動性が低下するといった状況では、スプレッドが拡大したり価格そのものが提示できなくなったりすることがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。これらのことについて、お客様はあらかじめ了承することとします。

2 本システムの障害や誤作動、カバー取引先から当社が受け入れる価格の異常やご配信等により、市場の取引情勢から乖離した価格（以下「異常レート」と言います。）が提示される可能性があります。お客様は異常レートについて次の各号の定めにあらかじめ同意することとします。

① 当社は、異常レートの発生を防ぐために善良なる管理者の注意を持って努力しますが、異常レートの発生を防ぐことを保障するものではありません。

② 本取引に適用された価格が異常レートであるかどうかの判断は全て当社が行うこととし、お客様は当社の判断に従うこととします。

③ 異常レートでお客様の注文が約定した場合、当社は次のいずれかの措置を行います。なお、当該措置を行った場合、当社は速やかにお客様へ連絡を試みますが、その方法（電子メール、電話、当社ウェブサイトへの掲載等を指しますがそれらに限定されません。）は、当社が状況に応じて合理的に判断することとします

ア．当該約定を修正または取消したうえ、本来あるべき取引証拠金残高と実際の取引証拠金残高に齟齬が生じている場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金残高に対して必要な調整を行い、本来あるべき取引状況との整合性を確保します。

イ．当該約定を修正または取消することなく、取引証拠金残高の調整のみをもって、本来あるべき取引状況との整合性を確保します。

④ お客様は、お客様に係る本取引に適用された価格が市場の取引情勢から乖離していると判断した場合、当社に対して当社が定める期限内において当該価格の修正を依頼することができます。ただし、第2号の規定のとおり異常レートかどうかの判断は全て当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

3 お客様は、成行注文において、第24条の定めにより生じる時間差に起因して、取引画面に提示された価格と実際に約定した価格が異なる場合があることにあらかじめ同意することとします。

4 お客様は、逆指値注文において、市況により実際の約定値がお客様の指定した価格とは同一にならない場合があることにあらかじめ同意することとします。

5 お客様は、指値注文において、お客様が指定した価格と当社が提示する価格が一致したときでも、その指値注文の一部または全部が約定しない場合があることにあらかじめ同意することとします。

(チャート)

**第 36 条** 当社が本システムで提供するチャート（価格の動向をグラフ等で表したもの）が示す価格はあくまで参考値であり、必ずしもその価格で実際に取引が約定したことを意味するものではなく、また取引が約定することを保証するものではありません。

(強制決済とユーザーIDの停止)

**第37条** お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座を通じて行っている取引の全部または一部を決済するために必要な転売または買い戻しを行うこと、およびお客様に事前に通知することなく、当社の裁量により、お客様の未約定の注文を取り消すことに、あらかじめ同意することとします。当該決済によって確定した損失についてはお客様が責任を負います。

- ①第38条第1項に定める期限の利益を喪失したとき。
  - ②本取引に係る当社のカバー取引の唯一の相手方であるサクソバンクが当社とのカバー取引に応じ得なくなったとき。
  - ③全ての海外商品先物取引所、その会員、または海外商品先物取引に係る唯一の直接の取次ぎ先であるサクソバンクが当社からのお客様の委託注文の取次ぎに応じ得なくなったとき。
  - ④当社がお客様の意思を1年を超えて確認できないとき。
  - ⑤お客様が本約款その他一切の当社との取り決めに違反したとき。
  - ⑥第30条第1項第11号の定めにより当社が取引証拠金の預託を請求した場合に、当社が指定する期日までにお客様が必要な取引証拠金を預託しなかったとき。
  - ⑦海外商品先物取引において、当該サブ口座の時価評価額が当社の定める証拠金額を下回り、お客様が必要な資金を当社が指定する日時までに当該サブ口座に追加しなかったとき。
  - ⑧海外商品先物取引において、当社が指定する取引最終日を越えてお客様が建玉を保有しているとき。
  - ⑨前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が必要と判断したとき。
- 2 お客様は、次の事由が生じた場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様のユーザーIDを停止することができることに、ならびに当該停止したユーザーIDについては、当社の独自の判断により停止を解除することができることに、あらかじめ同意することとします。なお、当社がユーザーIDを停止するにあたってお客様の本口座に取引証拠金が残存している場合は、当社はその全額をお客様に返還する手続きを行った後にユーザーIDを停止します。

- ① お客様が建玉を保有していない状況が1年を超えて継続したとき。

### 第3節 債権債務

(期限の利益の喪失)

**第38条** お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じ、または生じる恐れがあると当社が判断した場合には、当社からの通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- ① お客様について、支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立または私的整理手続の開始があったとき。
  - ② お客様が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ③ お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、差押がなされまたは差押の命令もしくは通知が發送されたとき。
  - ④ お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
  - ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
  - ⑥ 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき。
  - ⑦ お客様の死亡が確認されたとき。
  - ⑧ お客様または当社が、司法または行政機関等から法令にもとづき本取引の停止を命じられたとき。
- 2 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合、当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務

の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- ① お客様の当社に対する本取引に係る債務その他一切の債務について一部でも履行を遅滞したとき。
- ② お客様の当社に対する債務（ただし、本取引に係る債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき。
- ③ お客様が本約款その他一切の当社との取り決めに違反したとき。
- ④ 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（事由の報告）

**第39条** お客様は、前条第1項および第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直ちに電子メールまたは書面をもってその旨の報告をすることとします。

（期限の利益を喪失した場合等における決済）

**第40条** お客様が第38条第1項各号のいずれかに該当した場合は、第37条第1項の定めに従い、当社がお客様の計算において行うすべての取引についての転売または買い戻しの結果、お客様の当社とのまたは海外の商品市場におけるすべての取引は一括して当然に終了します。かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第41条各項に定める差引計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。

- 2 お客様は、お客様の当社に対する取引に係る債務について、お客様が一部でも履行を遅滞し、当社が第38条第2項に定める請求を行った場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が取引口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な転売または買い戻しを成行注文で行うことにあらかじめ同意することとします。
- 3 お客様は、お客様が第38条第2項の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が取引口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な転売または買い戻しを、当社に指図して行うこと（ただし、前項の定めにより当社が転売または買い戻しを行う場合を除きます。）にあらかじめ同意することとします。
- 4 お客様は、前項の日時までに、お客様が転売または買い戻しの指図を行わない場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な転売または買い戻しを成行注文で行うことに、あらかじめ同意することとします。
- 5 お客様は、前各項の転売または買い戻しを行った結果、損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うことにあらかじめ同意することとします。

（差引計算）

**第41条** お客様が、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様と当社の取引等に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、いつでも当社は相殺することができることとします。

- 2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできることとします。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また債権および債務の支払い通貨が異なるときに適用する為替相場については、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場を適用し、お客様の当社に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場に

おける対顧客直物電信買相場を適用することとします。ただし、計算実行時に、当該相場がない場合には、それぞれ直前の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場または対顧客直物電信買相場を適用することとします。

(取引証拠金等の処分)

**第 42 条** お客様が本約款に基づき当社に対し差し入れる取引証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対し負担する債務を担保することとします。

2 お客様が本取引に関し当社に対し負担する債務を、期限の利益を喪失した場合を含め、所定の時限までに履行しないとき、または第 40 条各項による転売または買い戻しによりお客様が当社に対し債務を負担することとなったときは、当社が、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意の条件で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議を述べないこととし、また当該弁済充当の結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこととします。

① 当社が占有しているお客様の有価証券等その他の財産。

(充当の指定)

**第 43 条** 債務の弁済または第 41 条に定める差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができることとします。

(遅延損害金の支払い)

**第 44 条** お客様は、お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含みます。）より履行の日（当該日を含みます。）まで、当社の定める率および計算方法による延滞損害金を支払うことに、あらかじめ同意することとします。

(債権譲渡等の禁止)

**第 45 条** お客様は、お客様が当社に対して有する本取引に係る債権または債務については、当社の同意なしにはこれを他に譲渡、質入れ、権利設定、継承その他の処分をしないこととします。

## 第 2 章 外国為替証拠金取引

(取引対象)

**第 46 条** 本取引は、為替相場の変動に基づく通貨の売買取引です。銀行間為替取引市場のスポット取引を原資産とする取引とフォワード取引を原資産とする取引があります。

(決済方法)

**第 47 条** 本取引の決済は、転売または買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の通貨を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。

(取引条件)

**第 48 条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、取り扱う通貨ペア、先渡し決済日、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることと



します。

(取引条件の変更)

- 第 49 条** お客様は、当社が、通貨ペア、先渡し決済日、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることあらかじめ同意することとします。
- 2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
- 3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。
- 4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

- 第 50 条** 本取引における通貨ペア、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(価格およびスワップポイント)

- 第 51 条** 本取引に適用される価格およびスワップポイントは、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格およびスワップポイントの他は主張できないこととします。

(スワップポイントの振替)

- 第 52 条** 当社は、お客様が決済取引を行うまでの間、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるスワップポイントを取引証拠金に振り替えます。スワップポイントがお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することあらかじめ同意することとします。

### 第 3 章 外国為替オプション取引

(取引対象)

- 第 53 条** 本取引は、第 46 条に定める外国為替証拠金取引（以下、第 61 条まで「原取引」と言います。）に係る権利を売買する取引です。
- 2 前項に定める権利とは、原取引において、原資産（具体的にはあらかじめ指定された通貨の組合せを言います。）の売玉または買玉を、あらかじめ指定された価格（以下「権利行使価格」と言います。）で、あらかじめ指定された日（以下「満期日」と言います。）に建てることのできる権利（以下「オプション」と言います。）をさします。オプションは、オプションを買い付けた側（以下「買方」と言います。）が保有し、オプションを売り付けた側（以下「売方」と言います。）は権利の行使に応じる義務を負います。

(取引条件)

- 第 54 条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 2 本取引において、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、お

および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

- 第 55 条** お客様は、当社が、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。
- 2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
  - 3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。
  - 4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

- 第 56 条** 本取引における原資産、注文の数量、オプションの種類、権利行使価格、満期日その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(買い付け代金)

- 第 57 条** お客様がオプションを買い付けるときは、買い付け代金を当社に支払います。買い付け代金はお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金から差引かれます。
- 2 お客様がオプションを買い付けるときは、お客様は必ず事前に当該サブ口座における現金（純資産のうち必要証拠金額を超える余剰部分に相当する取引証拠金を言います。以下同じです。）の残高を確認することとし、その現金が買い付け代金に対して不足している場合は、お客様は注文を執行しないこととします。
  - 3 オプションを買い付けた結果、当該サブ口座における現金が不足する状態（現金残高がマイナスの状態）となった場合は、お客様は、直ちに他のサブ口座から当該不足額以上の金額を移動させるか、当社に送金のうえご自身で移動させることとします。
  - 4 当社は、当社が定める日時までに、前項に定める振替を確認できない場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。
  - 5 前項に定める決済を行った後でもなお現金が不足する状態である場合は、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、本口座内のお客様の他の建玉を決済します。
  - 6 お客様は、前 2 項に定める決済についてあらかじめ同意することとします。

(売り付け代金)

- 第 58 条** お客様がオプションを売り付けるときは、売り付け代金を当社が支払います。売り付け代金はお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金に加算されます。

(取引の終了)

- 第 59 条** 本取引の未決済建玉は、反対売買（転売または買い戻し）により差金決済することができます。ただし、差金決済が可能なのは、原資産、オプションの種類、権利行使価格および満期日が同一のオプション同士に限ります。
- 2 買方が第 60 条に定める権利行使を行った場合は、オプション取引は原取引に移行します。
  - 3 満期日に権利行使が行われない場合は、オプションは消失し取引は終了します。

(権利行使)

- 第 60 条** 買方が権利行使を行うためには、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。満期日においてこの条件が満たされている場合、当然に権利行使が行われます。満期日においてこの条件が満たされていない場合、オプションは当然に消失します。
- 2 権利行使は、満期日における米国東部標準時午前 10 時に行われます。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。
  - 3 権利行使が行われると原取引に建玉ができます。ただし、権利行使と同時に当該建玉を決済するようにお客様が設定している場合を除きます。
  - 4 権利行使によって原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次のロールオーバー処理で決済されます。
  - 5 満期日までの残存期間が 1 週間以内になると、転売および買い戻しは制限されるようになり、為替相場の状況等によっては注文が受け付けられない場合もあります。

(取引口座)

- 第 61 条** 本取引は、外国為替証拠金取引のサブ口座で行うことができます。

## 第 4 章 貴金属証拠金取引

(取引対象)

- 第 62 条** 本取引は、当社が指定する貴金属相場の変動に基づく貴金属の売買取引です。

(決済方法)

- 第 63 条** 本取引の決済は、転売または買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の貴金属を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。

(取引条件)

- 第 64 条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 2 本取引において、取り扱う貴金属と通貨の組合せ（以下「貴金属ペア」と言います。）、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

- 第 65 条** お客様は、当社が、貴金属ペア、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。
- 2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
  - 3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。
  - 4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

**第 66 条** 本取引における貴金属ペア、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(価格およびスワップポイント)

**第 67 条** 本取引に適用される価格およびスワップポイントは、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格およびスワップポイントの他は主張できないこととします。

(スワップポイントの振替)

**第 68 条** 当社は、お客様が決済取引を行うまでの間、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるスワップポイントを取引証拠金に振り替えます。スワップポイントがお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することあらかじめ同意することとします。

## 第 5 章 貴金属オプション取引

(取引対象)

**第 69 条** 本取引は、第 62 条に定める貴金属証拠金取引（以下、第 76 条まで「原取引」と言います。）に係る権利を売買する取引です。

2 前項に定める権利とは、原取引において、あらかじめ指定された貴金属と通貨の組合せ（以下この章においてこれらを総称して「原資産」と言います。）の売玉または買玉を、あらかじめ指定された価格（以下この章において「権利行使価格」と言います。）で、あらかじめ指定された日（以下この章において「満期日」と言います。）に建てることのできる権利（以下この章において「オプション」と言います。）をさします。オプションは、オプションを買付けた側（以下この章において「買方」と言います。）が保有し、オプションを売付けた側（以下この章において「売方」と言います。）は権利の行使に応じる義務を負います。

(取引条件)

**第 70 条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

**第 71 条** お客様は、当社が、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

**第 72 条** 本取引における原資産、注文の数量、オプションの種類、権利行使価格、満期日その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(買付け代金)

**第 73 条** お客様がオプションを買付けるときは、買付け代金を当社に支払います。買付け代金はおお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金から差引かれます。

- 2 お客様がオプションを買付けるときは、お客様は必ず事前に当該サブ口座における現金（純資産のうち必要証拠金額を超える余剰部分に相当する取引証拠金を言います。以下同じです。）の残高を確認することとし、その現金が買付け代金に対して不足している場合は、お客様は注文を執行しないこととします。
- 3 オプションを買付けた結果、当該サブ口座における現金が不足する状態（現金残高がマイナスの状態）となった場合は、お客様は、直ちに当該不足額以上の金額を他のサブ口座から移動させるか、当社に送金のうえご自身でメイン口座から移動させることとします。
- 4 当社は、当社が定める日時までに、当社の銀行口座において、前項に定めるお客様の送金による着金を確認できない場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。
- 5 当社は、前項に定める決済を行った後でもなお現金が不足する状態である場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の他の建玉を決済します。
- 6 お客様は、前 2 項に定める決済についてあらかじめ同意することとします。

(売付け代金)

**第 74 条** お客様がオプションを売付けるときは、売付け代金を当社が支払います。売付け代金はおお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金に加算されます。

(取引の終了)

- 第 75 条** オプションの未決済建玉は、反対売買（転売または買い戻し）により差金決済することができます。
- 2 買方が第 75 条に定める権利行使を行った場合は、オプション取引は原取引に移行します。
  - 3 満期日に権利行使が行われない場合は、オプションは消失し取引は終了します。

(権利行使)

- 第 76 条** 買方が権利行使を行うためには、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。満期日においてこの条件が満たされている場合、当然に権利行使が行われます。満期日においてこの条件が満たされていない場合、オプションは当然に消失します。
- 2 権利行使は、満期日における米国東部標準時午前 10 時に行われます。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。
  - 3 権利行使が行われると原取引に建玉ができます。ただし、権利行使と同時に当該建玉を決済するようにお客様が設定している場合を除きます。
  - 4 権利行使によって原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次のロールオーバー処理で決済されます。
  - 5 満期日までの残存期間が 1 週間以内になると、転売および買い戻しは制限されるようになり、為替相場の状況等によっては注文が受け付けられない場合もあります。

## 第6章 株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引

(決済方法)

**第77条** 本取引の決済は、転売または買い戻しによる差金決済で行うこととします。

(取引条件)

**第78条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

**第79条** お客様は、当社が、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

**第80条** 本取引における取り扱い銘柄、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(価格およびオーバーナイト金利等)

**第81条** 本取引に適用される価格、オーバーナイト金利、借入金利および配当等調整金は、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格、オーバーナイト金利、借入金利および配当等調整金の他は主張できないこととします。

(オーバーナイト金利等の振替)

**第82条** 当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるオーバーナイト金利、借入金利および配当等調整金を取引証拠金に振り替えます。これらお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することあらかじめ同意することとします。

(コーポレートアクション)

**第83条** お客様は、本取引に係る未決済の建玉を保有している場合に、当該建玉に係る原資産または当該原資産を構成する個別株においてコーポレートアクションが発生したときは、当該コーポレートアクションに関連して当社が行う処理に従うこととします。また、当該処理によって取引証拠金の額や当該建玉が増減することあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、お客様の未約定の注文に係る原資産または当該原資産を構成する個別株においてコーポレート

アクションが発生した場合、当該注文が取り消される場合があることにあらかじめ同意することとします。

## 第7章 商品CFD取引

(取引対象)

**第84条** 本取引は、当社が指定する商品先物取引を原資産としたCFD取引です。

(決済方法)

**第85条** 本取引の決済は、転売または買い戻しによる差金決済で行うこととします。

(取引条件)

**第86条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

**第87条** お客様は、当社が、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

**第88条** 本取引における取り扱い銘柄、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(価格)

**第89条** 本取引に適用される価格は、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格の他は主張できないこととします。

## 第8章 海外商品先物取引

(取引対象)

**第90条** 本取引は、海外の商品市場における商品（コモディティ）の先物取引で、商品先物取引法第2条第13項に規定する外国商品市場取引です。

(決済方法)

**第91条** 本取引の決済は、転売または買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の商品（コモディティ）を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。

(取引条件)

**第92条** お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、取り扱う商品（コモディティ）の銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

**第93条** お客様は、当社が、商品（コモディティ）の銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

**第94条** 本取引における商品（コモディティ）の銘柄、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(価格)

**第95条** 本取引に適用される価格は、海外商品市場が公表する価格とします。

以上